



2022年5月23日

各 位

会 社 名 株式会社N I T T A N
代表者名 代表取締役社長 金 原 利 道
(コード番号 6493 東証スタンダード市場)
問合せ先 常務取締役執行役員 大野 浩
(TEL. 0 4 6 3 - 8 2 - 1 3 1 1)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月23日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を第100回定時株主総会（2022年6月24日開催予定）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社の今後の事業展開に備えるため、第2条（目的）に一部変更を加えるものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会参考書類等の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
- ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
(1) (条文省略)	(1) (現行どおり)
(2) <u>自動車部品</u> の製造販売業	(2) <u>輸送用機器部品</u> の製造販売業
(3) ~ (5) (条文省略)	(3) ~ (5) (現行どおり)
(新設)	(6) <u>日用品雑貨およびスポーツ用品の製造販売業</u>
(6) (条文省略)	(7) (現行どおり)

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="204 322 778 394">(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p data-bbox="204 405 778 712"><u>第 15 条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p data-bbox="443 757 528 792">(新設)</p> <p data-bbox="443 1234 528 1270">(新設)</p>	<p data-bbox="1059 322 1144 353">(削除)</p> <p data-bbox="810 757 1038 792">(電子提供措置等)</p> <p data-bbox="810 801 1390 949"><u>第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p data-bbox="890 958 1390 1189"><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p data-bbox="1050 1234 1134 1270">(附則)</p> <p data-bbox="820 1317 1390 1666"><u>1. 変更前定款第 15 条（株主総会参考 書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第 15 条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p data-bbox="820 1675 1390 1868"><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p data-bbox="820 1877 1390 2024"><u>3. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

(3) 実施予定日

定款変更のための定時株主総会開催日

2022年6月24日(予定)

定款変更の効力発生日

2022年6月24日(予定)

以 上